

予納郵便切手額一覧表(簡裁申立て)

(令和5年10月1日実施)

千葉簡易裁判所 民事係(受付)

事件の種類 予納額	民事調停						支払督促事件				即決和解	意思表示の 公示送達	公示催告			
	一般		特定調停		支払督促申立		仮執行宣言申立									
総額	6,000円		2,776円		1,530円						492円	1,222円		2,490円		
内訳	500円	8枚	500円	3枚	500円	2枚	債権者あてのため…		債権者あてのため…		100円	2枚	500円	2枚	500円	4枚
	100円	10枚	100円	6枚	84円	5枚	84円	1枚	94円	1枚	84円	3枚	84円	1枚	100円	1枚
	84円	5枚	84円	4枚	10円	10枚					10円	4枚	20円	6枚	84円	3枚
	50円	5枚	50円	4枚	1円	10枚	債務者あてのため…		債務者あてのため…				10円	1枚	20円	6枚
	20円	10枚	10円	12枚			(書留特別送達料金による)		(書留特別送達料金による)				2円	4枚	10円	1枚
	10円	10枚	1円	20枚			500円	2枚	500円	2枚					2円	4枚
	2円	10枚					120円	1枚	120円	1枚						
	1円	10枚					84円	1枚	84円	1枚						
							官製はがき		1枚							
備考	当事者1名増すごとに1,194円2組(合計2,388円)追加 [内訳:500円4枚,100円2枚,84円2枚,10円2枚] ※反訴も上記のとおり ◎附帯控訴について相手方1名の場合 2,500円(1,250円2組)[内訳:500円4枚,100円2枚,84円2枚,20円4枚,10円4枚,1円12枚] 1名増すごとに1,250円(500円2枚,100円1枚,84円1枚,20円2枚,10円2枚,1円6枚)追加 申立手数料が不明の場合はお問合せください。		当事者1名増すごとに1,362円分[内訳:500円1枚,100円5枚,84円3枚,10円10枚,1円10枚]を1組追加 申立手数料が不明の場合はお問合せください。		当事者1名増すごとに282円分[内訳:84円3枚,10円3枚]を1組追加 申立手数料が不明の場合はお問合せください。		債務者が1名増すごとに、上記の「債務者あてのため…」記載の切手とはがきのセットを、人数分追加してください。		債務者が1名増すごとに、上記の「債務者あてのため…」記載の切手とはがきのセットを、人数分追加してください。		当事者1名増すごとに上記の組合せ(492円分)を1組追加 申立手数料 収入印紙 2,000円		申立人に対する「意思表示の到達証明書」送付料金を含む 申立手数料 意思表示文書1通につき収入印紙1,000円		申立手数料 収入印紙 1,000円	

◆ 「請求の趣旨原因」の枚数で、切手額が変わります。上記の切手は、「請求の趣旨原因」が4枚まで(重量50g)の場合です。特別送達には、普通郵便料金の料金に加え1110円(書留料480円+特別送達料630円)が必要となりますので、「請求の趣旨原因」が5~13枚までの場合には、普通郵便140円に1110円を加えた、1250円が必要です。「請求の趣旨原因」が14~24枚までの場合には、普通郵便210円に1110円を加えた、1320円が必要です。「請求の趣旨原因」が25~47枚までの場合には、普通郵便250円に1110円を加えた、1360円が必要です。債権者が仮執行宣言の送付を受ける普通郵便も、これに準じ、140円、210円、250円などとなります。◆ なお、上記はいずれも、初回送達1回分の料金です。支払督促事件では、不送達の場合の「再送達上申」の都度、上記の組み合わせに準じた切手(金額は増減があります)及びはがきの提出が必要となります。